

# 水洗便所改造資金貸付のあらまし

「水洗便所改造資金貸付」とは、下水道が供用開始となったことにより、下水道への接続の希望をお持ちになっているが、資金の都合がつかない方にご利用いただく資金の貸付制度です。この制度のあらまきは次のとおりです。

## 1. 対象

貸付は一般家庭の建築物（営利を目的としない建築物）の排水の全てを下水道へ接続する場合は対象となります。

## 2. 借受できる方の条件

- (1) 市税、下水道受益者負担金及び水道料金を滞納していない方
- (2) 償還のできる方
- (3) 確実な連帯保証人が2名ある方

## 3. 連帯保証人の条件

- (1) 太田市に住所を有し、満20歳以上である方
- (2) 市税、下水道受益者負担金及び水道料金を滞納していない方
- (3) 一定の職業又は資産のある方
- (4) 借受人とは別の生計の方

## 4. 貸付内容

- (1) 貸付金額.....下水道接続のための改造費用のうち、電気工事及び大工工事を除いた金額を貸し付け対象とします。
- (2) 貸付利率.....無利子となります。
- (3) 償還期限.....20回を基本とします。ただし、借受人の申出により期間を短縮することができます。
- (4) 償還方法.....借受けた月の翌月から均等月賦償還とし、毎月末日までに償還していただきます。

## 5. 借受人の必要書類

- (1) 「印鑑登録証明書」  
「太田市水洗便所改造資金借入申請書」の申請者欄に、この登録印を押印していただきます。
- (2) 「完納証明書」  
税の滞納がないか確認させていただきます。
- (3) 「所得証明書」又は「所得・課税証明書」  
償還の可否について確認させていただきます。  
※所得のない方につきましては、「資産証明書」をお願いいたします。

## 6. 連帯保証人の必要書類

- (1) 「印鑑登録証明書」  
「太田市水洗便所改造資金借入申請書」の申請者欄に、この登録印を押印していただきます。併せてこの証明書にて、太田市の住所と年齢の確認をさせていただきます。
- (2) 「完納証明書」  
税の滞納がないか確認させていただきます。
- (3) 「在職証明書」又はそれに準ずる証明書  
職業の有無について確認させていただきます。  
※本証明書をご用意できない方につきましては、「所得証明書」または「所得・嘉永証明書」をお願いいたします。  
※職業をお持ちでなく、所得のない方につきましては、「資産証明書」をお願いいたします。
- (4) 「所得証明書」又は「所得・課税証明書」  
借受人と別の生計であることについて確認させていただきます。